

四国森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成30年1月15日)

開催日及び場所		平成29年12月20日(水曜日) 四国森林管理局 1階会議室		
委員		齊藤 章 (公認会計士) 中内 功 (弁護士)		
審議対象期間		平成29年7月1日～平成29年9月30日		
審議対象案件		66件 うち、1者応札案件 28件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		13件(抽出率20%) うち、1者応札案件 4件 (抽出率14%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	3件 うち、1者応札案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	該当なし	
	業務	一般競争	2件 うち、1者応札案件 1件	
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	該当なし
	物品・役務等	一般競争	7件 うち、1者応札案件 3件	
		指名競争	該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)	該当なし	
随意契約(その他)		1件		
(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
委員らの意見・質問それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の競争参加資格で「建設業法に基づく本・支店、営業所の所在」について記載されているが、この部分が四国内と高知県内になっているものがあるのはなぜか。 ・ 造林事業と素材生産事業の競争参加資格で「当該事業に配置を予定する技術者等においては、当該事業と同種の事業に少なくとも1回以上従事した年が3年以上あること」とあるが、例えば他の事業体から来た技術者等の実績には、以前の事業体での実績も加算されるのか。 ・ 四国森林管理局入札等監視委員会運営要領の第2委員会の事務（4）に記載されている「苦情の処理を行うこと」とはどういうことか。 ・ 造林事業の入札を総合評価落札方式で行う基準は何か。 ・ 前回の委員会で、四国森林管理局庁舎昇降機設備保守点検業務、カラーデジタル複合機の賃貸借契約で予定価格に対し落札率が非常に低いということで、他の積算方法がないか検討したいとのことだったが、検討結果はどうなったか。 ・ 前回の委員会で、入札結果分析表をより詳しく分析できるものにできないか検討したいとのことだったが、検討結果はどうなったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に係る円滑な地元調整や災害・事故対応の観点から、工事の発注所在箇所に営業拠点を設けていることを要件としているためである。 ・ 加算される。その際は、以前いた事業体での実績を契約書等の写しにより確認している。 ・ 事業者から工事の成績評定点や指名停止措置等に関する苦情の申立てがあった際は、入札等監視委員会のなかで審議を行うということである。 ・ 地拵え、植付、下刈りなどの作業種が3種類以上混在する場合は、総合評価落札方式としている。 ・ 庁舎昇降機設備保守点検業務の予定価格は、建設物価をもとに積算を行っていたが、他局の事例等と比較し検討を行った結果、新たに建築保全業務積算要領をもとにした積算にしたいと考えている。 カラーデジタル複合機の賃貸借契約については、近隣の官公庁から局と同機種の実際の契約金額を聞き取り、その金額を参考に予定価格の積算を行うことができないか考えている。 ・ 入札結果分析表は様式として定められたものであり新たな様式に改めることはないが、この分析表を活用してどのような分析ができるのか、各委員のご意見等を伺いながら対応していきたい。
	委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし